



出会い系サイトへの誘導に気をつけて!

～高額な請求が届いて、初めて有料サイトと気付くことも～

パソコンやスマートフォンなどのインターネットで、「当選しました!」「悩みを聞いてください」「お金をあげます」などの言葉に誘われて、意図せずに有料の出会い系サイトに入り、高額な請求を受けたという相談が寄せられています。

事例①

「当選おめでとうございます」とメールが届き、添付されていたURLを開くと、当選金の受け取り手続き方法が記載されていた。

指示どおりに個人情報を登録したが、何度手続きをしてもうまくいかず、当選金は受け取れなかった。

翌月、有料サイトの高額な請求書が届き、いつの間にか出会い系サイトに登録していたことがわかった。



事例②

SNSで知り合った異性と連絡をとるようになったが、スマホが壊れたので、指定するサイトで連絡を継続したいと言われ、有料サイトに登録した。

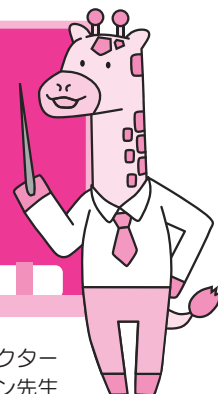
アドレスを交換しようとしたが、何度試しても文字化けしていてアドレス交換はできず、翌月24万円もの請求書だけが届いた。だまされたのだろうか。

アドバイス

- (1) 応募していないのに当選することや、見知らぬ人が簡単にお金を譲渡してくれることはありません。
お金が手に入ると安易に信用せず、知らない人からのメール等には対応しないようにしましょう。
- (2) インターネットで知り合った人を、安易に信用しないようにしましょう。
サイト業者がサクラを用いていることの証明は困難であり、お金を取り戻すことは難しいです。

架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をおおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。
絶対に事業者には連絡をしないでください!



美容医療サービスできれいになるつもりが… ～ 完治まで長期間を要するケースも ～

脱毛やプチ整形等で身近になりつつある美容医療サービスですが、施術による身体への危害の相談が寄せられています。そこで美容医療サービスのトラブル事例と注意点をご紹介します。

事例①

二重にしたいと美容整形手術を受けた。手術で目や顔が腫れたりしないか心配だったが、担当医に大丈夫だと言われ手術した。ところが翌日、目が腫れあがり視界も悪いうえ、出血しており、外にも出られない状態になった。

事例②

ひざ下のレーザー脱毛の施術を受けたところ、足がやけどのようになった。4日後に腫れが引いたため、2回目の施術を受けた。2回目の施術後も同じように赤くなり蕁麻疹ができたため、担当医に相談したがすぐによくなると言われた。1カ月経っても治らないため、別の病院を受診したところ、完治するのに半年かかると診断された。

アドバイス

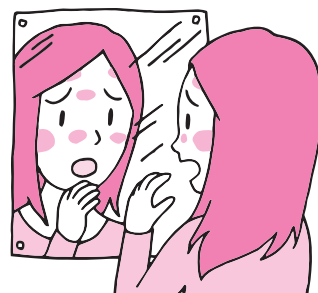
- 広告等の情報をうのみにせず、施術内容、リスクや施術効果等について、医師から十分な説明を受けましょう。
- 施術後痛みや腫れが取れない場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 即日施術や、高額な施術を強く勧めるなど、問題のある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう。

美容医療でクーリング・オフが可能な場合も！

これまで医療機関で施術する脱毛、シミやそばかすの除去などの、「美容医療サービス」はクーリング・オフが認められていませんでしたが、法改正され、平成29年12月1日から美容医療サービスについてもクーリング・オフが可能となりました。

●要件：期間が1カ月を超え、かつ、金額が5万円を超えるもの
<対象となる施術>

脱毛、シミそばかすニキビなどの除去、脂肪の減少、皮膚のしわやたるみの軽減、歯のホワイトニング など



消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）9時から17時
第2・4土曜日 10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

相談無料
秘密厳守

